居宅介護支援サービス契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、甲とします）およびさくら苑指定居宅介護支援事業所（以下、乙とします）は、乙が甲に対して提供する居宅介護支援サービス（以下、「本サービス」とします）について、次のとおり契約（以下、「本契約」とします）を締結します。

第１条（契約期間）

１　本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から、甲の要介護認定の有効期間の満了日（令和　　年　　月　　日）までとします。但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

２　契約の満了日の７日前までに、甲から乙に対して、書面（「契約終了・解除申込書」）による契約終了の申し出がない場合は、甲の再認定された要介護認定の有効期間満了日まで契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第２条（契約満了）

１　次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は終了します。

①　契約の満了日の７日前までに甲から契約終了の意思表示がなされ、その契約終了日に至った場合。

②　甲から契約解除の意思表示がなされ、その契約終了日に至った場合

③　乙から契約解除の意思表示がなされ、その契約終了日に至った場合

２　次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は自動的に終了します。

①　要支援１・要支援２と判定された場合

＊当該事業所において介護予防支援の受付が可能な場合、相談のうえ、地域包括支援センターとの三者間契約を締結します。

②　甲の要介護認定区分が自立と判定された場合

③　甲が死亡した場合

３　次のいずれかの事由に該当する場合、その期間によっては、乙の判断により本契約を終了または停止する場合があります。

①　甲が医療機関へ長期入院し退院の目処が立たない、また介護保険施設等へ入所された場合

②　甲が遠方のご家族等のところへ長期滞在し帰られる目処が立たない、また転居された場合、但し、この場合であっても、当該契約に係るサービスの再開や、適当な他のサービス提供事業者の紹介等に努めるものとします。

第３条（甲の解除権）

１　甲は、本契約に定める居宅介護支援サービスが不要になった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を解除することができます。この場合は、本契約の解除希望日の７日前までに、乙に申し出るものとします。

２　甲は、乙が以下の事由に該当する場合、直ちに本契約を解除することができます。

① 違法行為を行った場合
② 守秘義務に違反した場合
③ 正当な理由がなくサービスの提供を拒否した場合
④ その他甲に何らかの損害が生じた場合、または生じる恐れがある場合

第４条（乙の解除権）

乙は、次の場合、甲または身元引受人に説明を行うことにより、本契約を解除することができます。

1 やむを得ない事情があり、甲に対して契約解約日の１ヶ月前までに理由を記した文書を交付した場合。
2 甲または身元引受人が、乙のサービス従業者の生命、身体および財産を傷つけるなど、その人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
3 甲または身元引受人と乙との信頼関係に支障を来たし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。

第５条（利用料金）

甲が提供する本サービスの利用料金は、「居宅介護支援サービス重要事項説明書（以下、「重要事項説明書」とします）」第７項に記載のとおりです。

第６条（居宅介護支援サービスを提供する事業所の変更）

甲の居宅の移転その他により、居宅介護支援サービスを提供する事業所（以下、「サービス事業所」とします）が変更になる場合、乙は、甲がサービスの利用に支障を来たさないように円滑な調整を図ります。

第７条（介護支援専門員）

乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を、甲への居宅介護支援サービスの担当者として任命します。

第８条（居宅サービス計画作成の支援）

乙は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、甲の居宅サービス計画の作成を支援します。

1 甲の居宅等を訪問し、甲およびそのご家族等に面接をして必要な情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に甲およびご家族等に提供し、甲にサービスの選択の指示や助言を行います。
3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
4 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等について甲およびそのご家族等に説明し、甲またはご家族等から同意を得ます。

５　甲およびそのご家族等から、同意を得た居宅サービス計画書を交付します。
６　その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第９条（経過観察・再評価）

乙は、居宅サービス計画作成後、次の各号の定める事項を介護支援専門員に担当させます。

１　甲およびそのご家族等と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
２　居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
３　甲の状態について定期的な把握を行い、状態の変化等に応じた居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等、必要な対応を行います。

第１０条（施設入所への支援）

乙は、甲が介護保険施設への入所または入院を希望した場合、甲に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第１１条（居宅サービス計画の変更）

甲が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または乙が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、乙と甲双方の合意をもって居宅サービス計画書を変更し交付します。

第１２条（給付管理）

乙は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第１３条（要介護認定の申請に係る援助）

１　乙は、甲が要介護認定の変更申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。
２　乙は、甲が希望される場合は、甲または身元引受人等の同意を得た上で、要介護認定の申請を甲に代わって行います。(代行申請)

第１４条（サービス提供の記録）

１　乙は、指定居宅介護支援サービスの提供に関する記録をつけることとし、従業者、設備、備品及び会計に関する情報をその完結の日からそれぞれ５年間保存するものとします。
２　甲は、乙の営業時間内にサービス事業所にて、甲に関するサービス実施記録を閲覧できると共に、その複写物の交付を受けることができます。

第１５条（秘密保持および個人情報の保護）

乙が業務上知り得た甲およびそのご家族等の秘密及び個人情報等については、「 重要事項説明書　８　秘密保持および個人情報の保護 」第８項に記載のとおりです。

第１６条（身分証の携行）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び甲またはご家族等からその提示を求められた時は、身分証を提示します。

第１７条（損害賠償）

１　乙は、甲に対する本サービスの提供にあたって、乙の責めに帰すべき事由により甲またはそのご家族の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、甲またはそのご家族に過失がある場合は、乙が賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

２　甲またはそのご家族は、甲またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、乙のサービス従業者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第１８条（身元引受人）

１　甲は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行を行うものとするが、身体的・精神的等の理由により困難な場合は、身元引受人にその責務を一任し範囲は以下の通りとします。

①本契約の締結手続き

②利用料金の支払い

③その他、甲のサービス利用に係る一切の事項

④身元引受人を変更する場合の通知

２　本契約上の身元引受人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、甲は新たな代理人を選定し、乙に通知しなければなりません。

第１９条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、甲またはそのご家族等の介護者および乙は誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとします。

第２０条（第三者機関の仲介）

甲またはそのご家族等および乙双方の協議によっても、解決が困難な事態が生じた場合には、甲またはそのご家族等および乙は、行政等の第三者機関を仲介させ、誠意をもってその解決に努めるものとします。

第２１条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第２２条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項および疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、甲および乙が誠意をもって協議し、解決するものとします。

さくら苑指定居宅介護支援事業所は、本契約書に基づいて、居宅介護支援の契約内容の説明を行いました。
本契約の締結を証するため本書を２通作成し、利用者（または代理人）と社会福祉法人玉寿会が運営する、さくら苑指定居宅介護支援事業所は、記名押印の上、各１通を保管するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　　熊本県玉名市伊倉北方１５３３番地
事業者(法人)名　　社会福祉法人　玉寿会
事業所番号　　４３７０６００４０７
代表者　　山田　勝徳　印

管理者　　上田　孝　印

私は、本契約書に基づいて、居宅介護支援の契約内容の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

令和　　年　　月　　日

利用者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

身元引受人（利用者との続柄：　　）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印